

# 學 則

(帝京学園短期大学)

東京都板橋区稻荷台 2 7 番 1 号

学校法人 帝京学園

# 帝京学園短期大学 学 則

## 第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 本学は、「努力をすべての基とし偏見を排し幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ実学を通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材の養成を目的とする」という建学の精神に則り、高等学校の教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とする。

2 前項の使命を遂行するため、3つのポリシー（アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー）を別に定める。

(名称)

第1条の2 本学は帝京学園短期大学と称する。

(位置)

第1条の3 本学は山梨県北杜市小淵沢町6 1 5の1に位置する。

(自己評価等)

第2条 本学は教育水準の向上をはかり、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、学内の第三者評価委員会の規程に基づき、7年に一度文部科学省認定の外部評価機関による第三者評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

## 第2章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科 入学定員 収容定員

保育科 50名 100名

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできないことを原則とする。

## 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期（以下「前期」という） 4月1日から9月15日まで

後学期（以下「後期」という） 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する日

本学の開学記念日 4月26日

帝京大学グループ創立記念日 6月29日

春期休業日 夏期休業日 冬期休業日

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を変更し、若しくは中止し、授業を行うことがある。又、前項の休業日以外に臨時に休業日を設けることができる。なお、休業日に実習等を実施することができる。

## 第4章 入学、退学、転入学、留学、休学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志望する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条第1項の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第13条 本学において退学・除籍となった学生の再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考後学長の許可を受けた上で、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(退学、他大学への転入学)

第14条 退学又は他大学へ転入学しようとする者は、その事由を明確にし、学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第15条 外国の短期大学又は大学において学修することを志望する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に算入することができる。

(休 学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により2か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は、原則として1年を超えることができない。ただし特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して原則2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復 学)

第18条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

- 一 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- 二 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお就学できない者

- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 第 46 条に該当し、懲戒後も反省が認められない者
- 五 長期にわたり行方不明の者
- 六 在学中に死亡した者

## 第 5 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第 20 条 授業科目を分けて、教養科目、保健体育科目及び専門教育科目とする。

2 授業科目の種類、単位数、履修方法は別表 1～3 のとおりとする。

3 履修方法については教務担当者及び各授業担当者が学期の始めに説明を行う。

(授業期間)

第 21 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(単位計算の方法)

第 22 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15 時間の講義形式の授業をもって 1 単位とする。ただし別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、30 時間の演習形式の授業をもって 1 単位とする。ただし別に定める授業科目については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 三 実験、実習及び実技については、45 時間の実験形式、実習及び実技形式の授業をもって 1 単位とする。ただし別に定める授業科目については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 四 本条第一号、第二号、第三号の別に定める授業科目の授業方法については、特別な理由が認められる場合、レポート等の課題提出によって、授業時間とみなすことができる。

(学習の評価)

第 23 条 試験の評価は、A・B・C・D をもって表し、C 以上を合格とする。

2 試験規則は別に定める。

(単位の授与)

第 24 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える。

2 進級・卒業規程は別に定める。

## 第 6 章 卒業、学位等

(卒業の要件)

第 25 条 本学を卒業するためには、学生は 2 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより教養科目 8 単位、保健体育科目 2 単位、専門教育科目 52 単位以上の合計 62 単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第 26 条 本学に 2 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位授与)

第 27 条 前条により卒業した者には、本学学位規程に定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(教育職員免許状の取得)

第 28 条 幼稚園教諭 2 種免許状を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、別表 2 に定める単位を修得しなければならない。

(保育士資格の取得)

第 28 条の 2 保育士資格を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、別表 3 に定める単位を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第 29 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学後に他の短期大学又は大学において履

修した授業科目について修得した単位を、当該大学との協議に基づいて 30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号、以下「基準」という）第 4 条第 2 項により、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第 30 条 基準第 15 条により、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学省が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により修得したものとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第 31 条 基準第 16 条により、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 30 単位を超えないものとする。この場合において、第 29 条第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45 単位を超えないものとする。

## 第 7 章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用

（入学検定料等の金額）

第 32 条 本学の入学検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 入学検定料（検定時）  | 30,000 円  |
| 入学金（初年度）    | 200,000 円 |
| 授業料         | 550,000 円 |
| 施設拡充費       | 200,000 円 |
| 後援会入会金（初年度） | 10,000 円  |
| 後援会費        | 10,000 円  |
| 教育充実費       | 58,500 円  |
| 教材・実習費      | 65,100 円  |

（授業料等の納入期）

第 33 条 授業料等は次の 2 期に分けて納入しなければならない。ただし特別の事情があると認められる者は、延納を認めることができる。

前期 納期 4 月末日

後期 納期 9 月末日

2 試験、その他各種の手数料等については別に定める。

（退学及び停学の場合の授業料等）

第 34 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

（休学の場合の授業料等）

第 35 条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した前月までの授業料等を免除する。

（復学の場合の授業料等）

第 36 条 学期の途中で復学した者は、復学した当該期末までの授業料等を、復学した月に納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合の授業料等）

第 37 条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期末までの授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第 38 条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として返還しない。

## 第 8 章 教職員組織

(教職員組織)

第 39 条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、特任教員、助手、事務職員及び技術職員を置く。  
また副学長、科長その他必要な職員を置くことがある。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

## 第 9 章 教授会

(教授会)

第 40 条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 41 条 教授会は学長、副学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他教職員を加えることができる。

(委任)

第 42 条 前 2 条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生、外国人留学生及び長期履修学生

(委託生)

第 43 条 国又は公共団体から一定の在学期間と履修科目とを定めて入学を願い出た者に対しては、委託生として教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

2 委託生は、その履修した科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によってその科目の合格証書を与える。

3 委託生として 2 年以上在学し、当該学科における所定の単位を修得した者には、修了証書を授与することがある。

(科目等履修生)

第 43 条の 2 当該学科において 1 科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

2 履修を希望する者の出願手続きは、別にこれを定める。

3 科目等履修生として、当該学科における所定の単位を修得した者には、修了証書を授与することがある。

(聴講生)

第 43 条の 3 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上聴講生として教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第 43 条の 4 単位互換制度により、他の短期大学又は大学の学生が、本学の授業科目を履修する場合の身分を特別聴講生という。

2 特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で本学に入学を志願する者があったときは、選考の上外国人留学生として教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第 44 条の 2 事情により、第 4 条第 1 項に規定する修業年限を超えて、一定の期間にわたる計画的な授業科目の履修を目的として本学に入学を志願する者があるときは、教授会の意見を聴いて学長が入学を許可する。

2 長期履修学生について必要な事項は、別に定める。

## 第11章 賞 罰

(表彰)

第 45 条 人物及び学業が優秀な者に対しては、表彰することがある。表彰に関する規程は別にこれを定める。

(懲戒)

第 46 条 学生として懲戒に値する行為があった者については、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒を決定する。

2 懲戒には、次の各号に掲げるものがある。

- 一 退学
- 二 停学
- 三 訓告
- 四 その他

3 前項の懲戒が正式に決定するまでの期間、本学は学生に対し、謹慎を命じることができる。なお、この期間は前項第二号の懲戒を受けた場合、その期間に含むものとする。

4 第2項の懲戒は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 学内の秩序を乱した者
- 五 本学の体面をけがした者
- 六 その他学生としての本分に反する行為のあった者

5 決定された懲戒は、本人及び保護者・保証人へ通知するとともに、学内に掲示して周知する。

## 第12章 その他

(学生寮)

第 47 条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

附 則 1 この学則は平成2年4月1日から施行する。

2 昭和42年度から保育科の総定員第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。  
昭和42年度以降 100名

3 平成3年4月1日 一部改訂

4 この学則は平成5年4月1日から施行する。

5 この規則による改正後の規定は、平成5年4月1日入学する者から適用し、同日前から引き続いて在学する者については、改正後の学則にかかわらず、なお従前の例による。

6 この学則は平成7年4月1日から施行する。

7 この学則は平成8年4月1日から施行する。

8 この学則は平成11年4月1日から施行する。

9 この学則は平成12年4月1日から施行する。

10 この学則は平成14年4月1日から施行する。

11 この学則は平成18年3月1日から実施する。

12 この学則は平成18年4月1日から実施する。ただし、第35条については、平成18年4月1日入学する者から適用し、同日前から引き続いて在学する者については、改正後の学則にかかわらず従前の例による。

13 この学則は平成19年4月1日から実施する。

14 この学則は平成20年4月1日から実施する。

15 この学則は平成21年4月1日から実施する。

16 この学則は平成22年4月1日から実施する。

17 この学則は平成23年4月1日から実施する。

- 18 この学則は平成26年4月1日から実施する。
- 19 この学則は平成27年4月1日から実施する。
- 20 この学則は平成29年4月1日から実施する。
- 21 この学則は平成30年4月1日から実施する。但し、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成30年度の収容定員は、115名とする。